

# 農地の賃借料情報の公表について

令和7年12月末現在  
高山市農業委員会

令和7年中に賃借が開始した農地の賃借料について、農地法第52条に基づき下記のとおり区分毎に集計し、平均額、最高額及び最低額を公表します。

○地域・地目別・賃借料

## 田（水稲作付け）

地域	筆数			賃借料(円/10a)		
	使用貸借 (0円)	現物支給	有償	平均額	最高額	最低額
高山	47	0	47	3,000	18,000	0
丹生川	12	0	12	1,400	5,400	0
清見	50	0	24	1,000	8,000	0
荘川	(0)	(0)	(9)	(2,500)	(6,200)	(2,000)
一之宮	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
久々野	9	0	1	500	5,000	0
朝日	0	0	1	2,900	2,900	2,900
高根	(0)	(0)	(1)	(5,000)	(5,000)	(5,000)
国府	0	0	31	7,200	13,600	2,500
上宝	75	0	11	600	10,000	0
市全体	193	0	127	2,100		

## 畑（転作田・樹園地含む）

地域	筆数			賃借料(円/10a)		
	使用貸借 (0円)	現物支給	有償	平均額	最高額	最低額
高山	14	0	15	6,900	20,000	0
丹生川	9	0	8	7,500	21,000	0
清見	53	0	3	800	15,000	0
荘川	0	0	8	2,000	2,000	2,000
一之宮	(0)	(0)	(12)	(7,800)	(10,000)	(0)
久々野	0	0	19	5,500	10,000	1,000
朝日	0	0	1	8,100	8,100	8,100
高根	(0)	(0)	(1)	(5,000)	(5,000)	(5,000)
国府	7	0	3	5,400	20,900	0
上宝	4	0	4	5,000	10,000	0
市全体	87	0	61	4,000		

※（ ）は令和7年中に対象となる案件がない場合に、令和6年以前で、その直近年の数値を表示しています。なお市全体数値には、令和6年以前で直近年の数値は含めていません。

### (1) 集計区分

- ・地目の区分は、田と畑（利用目的）とする。
- ・地域の区分は、旧市町村区域とする。

### (2) 賃借料データの収集

- ・収集の対象は、市または農業委員会に提出された賃借料情報とする。
- ・賃借料無償の貸借は0円として集計し、著しく高額である賃借料情報は集計の対象外とする。

### (3) 賃借料情報について

- ・毎年1月～12月に効力の発生した賃借料情報を収集し、4月中に提供する。
- ・この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために賃借料情報を集計したものであるが、個別事情等を踏まえたうえで決定するよう注意願います。